

宮若市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和3年12月10日（金） 午後1時30分
- 2 開催場所 宮若市役所 防災研修室A B
- 3 出席委員（農業委員13名＋推進委員4名）

農業委員（13名）

会長 安部英輔、会長代理 安河内龍一、2番 山本裕啓、3番 武田俊彦
4番 吉崎康正、5番 森田広富、6番 塩川和秀、7番 春田章匡、
8番 高崎雅俊、9番 水上昭和、10番 井田和義、11番 占部博、
12番 遠藤讓一、

推進委員（3名）

5番 小野博文、6番 北崎哲之、12番 小田喜信、13番 舟越俊茂

- 4 欠席委員 農業委員1名 13番 阿部進

5 議事日程

第1 議事録著名委員の指名

第2 審議案件

- (1) 議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (3) 議案第35号 農業振興地域整備計画の変更に係る答申について
- (4) 議案第36号 農用地利用集積計画の決定について

第3 報告事項

- (1) 報告第20号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画について
- (2) 報告第21号 農地法第18条第6項の合意解約について
- (3) 報告第22号 農地法4条1項6号の届出について
- (4) 報告第23号 非農地証明願の提出について

6 その他

7 農業委員会事務局職員

事務局長 荒牧 裕次

係長 松井 秀臣
主査 原 美佐子

8 会議の概要

議 長 それでは定刻になりましたので、農業委員会を始めたいと思います。本日の委員14名中、13名出席ですので総会は成立致します。議事日程第1の、議事録署名委員の指名を行います。8番 高崎委員、9番 水上委員にお願いをいたします。それでは、議事日程第2審議案件に入ります。まず議案第33号農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。では、事件番号1番について、事務局より説明をお願いします。

係 長 1ページ議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして、2ページ農地法第3条審議表を読み上げてご説明させていただきます。

【事件番号1番 説明】

議 長 事件番号1番の担当地区の推進委員さん、本案件につきましての意見をお願いいたします。

委 員 特にありません。

議 長 事務局からの説明、及び推進委員さんの説明を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。発言のある方は挙手してください。(質疑なし)

議 長 無いようですので採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。・・・全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、事件番号2番につきまして、事務局より説明をお願いします。

係 長 【事件番号2番 説明】

議 長 事件番号2番の担当地区の推進委員さん、本案件につきましての意見を

お願いいたします。

委員 特にありません。問題ないと思います。

議長 事務局からの説明、及び推進委員さんの説明を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。発言のある方は挙手してください。

議長 ありませんか。無いようですので採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。・・・全員賛成でございますので、許可することに決定といたします。

議長 続きまして、事件番号3番につきまして、事務局より説明をお願いします。

係長 **【事件番号3番 説明】**

議長 事件番号3番の担当地区の推進委員さん、本案件につきましての意見をお願いいたします。

委員 問題ありません。

議長 事務局からの説明、及び推進委員さんの説明を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。発言のある方は挙手してください。

議長 ありませんか。無いようですので採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。・・・全員賛成でございますので、許可することに決定といたします。

議長 つづきまして、議案第34号、農地法第5条の規定による許可申請につきまして上程いたします。それでは、事件番号1番につきまして、事務局より説明をお願いします。

係長 10ページ議案第34号、農地法第5条の規定による許可申請につきまして、11ページ農地法第5条審議表を読み上げてご説明させていただきます。

【事件番号1番 説明】

議 長 事件番号1番の担当地区の推進委員さん、本案件につきましての意見を
お願いいたします。

委 員 特に問題ありません。

議 長 事件番号1番の担当地区の農業委員さん、本案件につきましての意見を
お願いいたします。

委 員 ありません。

議 長 事務局からの説明、及び推進委員、農業委員の意見を受けましたので質
疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。発言のある方は挙手し
てください。

委 員 なし。

議 長 ございませんか。無いようですので採決を行います。許可することに賛
成の方は挙手願います。・・・全員賛成でございますので、意見書を知事
に進達いたします。

議 長 引き続き、事件番号2番につきまして、事務局より説明をお願いします。

係 長 【事件番号2番 説明】

議 長 事件番号2番の担当地区の推進委員さん、本案件につきましての意見を
お願いいたします。

委 員 先ほどの事件番号1番の案件と隣り合わせの農地になります。特に問題
はありません。

議 長 事件番号2番の担当地区の農業委員さん、本案件につきましての意見を
お願いいたします。

委 員 今、説明ありましたように、1番とは一枚の農地でございます。特に問

題はありません。

議 長 事務局からの説明、及び推進委員、農業委員の意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。発言のある方は挙手してください。

委 員 なし。

議 長 ございませんか。無いようですので採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。・・・全員賛成でございますので、意見書を知事に進達いたします。

議 長 引き続き、事件番号3番につきまして、事務局より説明をお願いします。

係 長 【事件番号3番 説明】

議 長 事件番号3番の担当地区の推進委員さん、本案件につきましての意見をお願いいたします。

委 員 問題はありません。

議 長 事件番号3番の担当地区の農業委員さん、本案件につきましての意見をお願いいたします。

委 員 全て水利、農事についても問題はありません。

議 長 事務局からの説明、及び推進委員、農業委員の意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。発言のある方は挙手してください。

委 員 なし。

議 長 ございませんか。無いようですので採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。・・・全員賛成でございますので、意見書を知事に進達いたします。

議 長 引き続き、事件番号4番につきまして、事務局より説明をお願いします。

- 係 長 【事件番号4番 説明】
- 議 長 事件番号4番の担当地区の推進委員さん、本案件につきましての意見を
お願いいたします。
- 委 員 特に問題ありません。
- 議 長 事件番号4番の担当地区の農業委員さん、本案件につきましての意見を
お願いいたします。
- 委 員 ございませぬ。
- 議 長 事務局からの説明、及び推進委員、農業委員の意見を受けましたので質
疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。発言のある方は挙手し
てください。
- 委 員 なし。
- 議 長 ございませぬか。無いようですので採決を行います。許可することに賛
成の方は挙手願います。・・・全員賛成でございますので、意見書を知事
に進達いたします。
- 議 長 つづきまして、議案第35号、農業振興地域整備計画の変更に係る答申
についてでございます。では、事務局説明をお願いします。
- 係 長 28 ページ議案第 35 号 農業振興地域整備計画の変更に係る答申につい
てでございます。この議案は農政課より農業振興地域整備計画の変更に
ついて意見決定を求められているものです。まず、農業振興地域整備計
画について説明をさせていただきます。

農業振興地域整備計画といいますのは、市町村が定めるもので、農業の近代化施設の整備などを行い優良農地の確保と有効利用を目指す地域を定めるもので、この地域へ農地を入れる編入や、外す除外をするためには、農業委員会へ諮問(しもん)し、答申を受ける手続が必要になります。

除外につきましては、農業振興地域の整備に関する法律の13条に除外

できる場合が定められていまして

- 1 農振農用地以外の土地をもって代えることが困難であること。
 - 2 農用地の集団化、作業の効率化等、土地の農業上の利用に支障を及ぼす恐れがないこと。
 - 3 効率的かつ安定的農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼす恐れがないこと
 - 4 土地改良施設の有する機能に支障を及ぼす恐れがないこと。
 - 5 土地改良事業等を実施後 8 年を経過していること。
- などとなっています。

それでは、29 ページをご覧ください。今回の計画変更（除外について）の内容でございます。

【整理番号 1 番 説明】

- | | | |
|---|---|---|
| 議 | 長 | ただ今事務局より説明を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。 |
| 委 | 員 | なし |
| 議 | 長 | 無いようですので採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成で承認されましたので、農政課へ回答をいたします。 |
| 議 | 長 | 次に、議案第 36 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。では、事務局説明をお願いします。 |
| 係 | 長 | 34 ページ議案第 36 号 農用地利用集積計画の決定につきまして、35 ページをご覧ください。農用地利用集積計画による所有権移転でございます。こちらは、機構へ所有権を移転するものでございます。 |

【説明】

引き続き、農用地利用権設定等計画に移ります。

【説明】

- 議 長 　ただ今事務局より説明を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。
- 委 員 　利用権設定の件数については、継続と新規は半々程度か。
- 係 長 　件数でいえば、継続が主であるが、新規については、別の人に貸し変える場合、上がってきている状況です。
- 議 長 　他にございませんか。無いようですので採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成で承認されました。
- 議 長 　次に日程第3， 報告事項でございます。
報告第20号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画について
報告第21号、農地法第18条第6項の合意解約について、
報告第22号、農地法4条1項6号の届出について、
報告第23号、非農地証明願の届出について、
事務局説明をお願いします。
- 係 長 　46 ページ、報告第20号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画につきまして、47～48 ページをご覧ください。

【説明】

引き続き、49 ページ報告第21号 農地法第18条第6項の合意解約につきまして、50 ページをご覧ください。農地法第18条第6項に係る報告表です。

【説明】

引き続き、51 ページ報告第22号 農地法4条1項6号の届出につきまして、52 ページをご覧ください。

農地法4条1項6号の届出に係る報告表です。こちらは、2a未満の転用についての報告です。

【説明】

引き続き、56 ページ報告第 23 号 非農地証明願届出について、57 ページ、非農地証明願届出書（非農地証明）をご覧ください。非農地証明願いに伴う不許可転用確認報告表です。

【説明】

- 議 長 　ただ今の事務局からの報告、第 20 号から第 23 号について、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。ございませんか。
- 委 員 　なし。
- 議 長 　質問、意見等が無いようです。これらは報告案件でございますので、了解いただいたものといたします。以上を持ちまして、本日の議事については、全て終わりましたので会議を終結いたします。